

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目次

◎ 選挙管理委員会告示

- ・開票区の設置
- ・開票区の設置
- ・開票区の設置

所管課（室）名
選挙管理委員会書記室
//
//

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第45号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（長崎県第三区）において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により、次のとおり開票区を設けた。

令和8年2月8日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

市町名	開票区名	開票区の区域
松浦市	松浦市第1開票区	松浦市第2開票区を除く松浦市の区域
	松浦市第2開票区	松浦市のうち第5投票区の区域
西海市	西海市第1開票区	西海市第2開票区及び西海市第3開票区を除く西海市の区域
	西海市第2開票区	西海市のうち第27投票区の区域
	西海市第3開票区	西海市のうち第28投票区の区域

長崎県選挙管理委員会告示第46号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙（九州選挙区）において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により、次のとおり開票区を設けた。

令和8年2月8日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

市町名	開票区名	開票区の区域
松浦市	松浦市第1開票区	松浦市第2開票区を除く松浦市の区域
	松浦市第2開票区	松浦市のうち第5投票区の区域
西海市	西海市第1開票区	西海市第2開票区及び西海市第3開票区を除く西海市の区域
	西海市第2開票区	西海市のうち第27投票区の区域
	西海市第3開票区	西海市のうち第28投票区の区域

長崎県選挙管理委員会告示第47号

令和8年2月8日執行の長崎県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条第2項の規定により、次のとおり開票区を設けた。

令和8年2月8日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

市町名	開票区名	開票区の区域
松浦市	松浦市第1開票区	松浦市第2開票区を除く松浦市の区域
	松浦市第2開票区	松浦市のうち第5投票区の区域
西海市	西海市第1開票区	西海市第2開票区及び西海市第3開票区を除く西海市の区域
	西海市第2開票区	西海市のうち第27投票区の区域
	西海市第3開票区	西海市のうち第28投票区の区域

発行者
長崎市尾上町三番一號

電話直通表
(八九二四五)
一一一
一一一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏印刷
弥ト